

2022 August

8

No.870

Saga Social Insurance Association

社会保険さが

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階

TEL:0952-26-3171 FAX:0952-26-3377

URL: <http://www.syahokyo-saga.or.jp/>



■佐賀市 ひょうたん島公園

## 今月の記事

### ● 日本年金機構

- ・令和4年10月から社会保険の加入対象が広がります…………… 2
- ・新型コロナウイルスの影響により国民年金保険料の納付が困難な方へ 国民年金保険料の免除申請が可能です…………… 3

### ● 全国健康保険協会 佐賀支部

- ・「ジェネリックにできますか?」その一言であなたと未来2つにプラスを…………… 4~5

### ● 佐賀県社会保険協会

- ・社会保険事務講習会のご案内…………… 6
- ・協会けんぽ・厚生年金保険 各種申請書等の届出先一覧…………… 7

- ・年金相談窓口開設等…………… 8
- ・一般的な年金相談に関するお問い合わせ先…………… 8

職場内で回覧しましょう

被保険者数が100人を超える企業等の事業主のみなさまへ

## 令和4年10月1日から社会保険の加入対象が広がります

### 短時間労働者の勤務期間要件が一般の被保険者と同様になります

令和4年10月に、短時間労働者の適用要件の1つである「勤務期間1年以上」の要件が撤廃されます。これにより短時間労働者の勤務期間要件は一般の被保険者と同様になり、例えば、雇用期間の見込みが2か月超の場合などは適用対象となります。

令和4年10月に撤廃

#### 【短時間労働者の適用要件】

- ① 週労働時間20時間以上
- ② 月額賃金8.8万円以上
- ③ ~~勤務期間1年以上見込み~~
- ④ 学生は適用除外

一般の被保険者と同様の勤務期間要件となり、例えば以下のケースなどは適用対象

- 雇用期間の見込みが2か月を超える場合
- 雇用期間は2か月を超えないが、契約書等に「更新される旨」等が明示されている場合

### 短時間労働者への被用者保険の適用拡大

現在、厚生年金の被保険者数が500人を超える企業等で週20時間以上働く短時間労働者は厚生年金保険・健康保険（社会保険）の適用対象となっています。

この短時間労働者の加入要件の拡大は順次実施されることとなっており、令和4年10月からは被保険者数が100人を超える企業等で働く短時間労働者の社会保険加入が義務化され、令和6年10月からは、さらに50人を超える企業等で働く短時間労働者に拡大されます。

### 届出のご案内・書類作成スケジュール

令和4年10月以降、被保険者数が100人を超えることが見込まれる企業等は適用拡大の対象事業所（特定適用事業所）となるため、加入対象となる短時間労働者の「資格取得届」を速やかに提出してください。

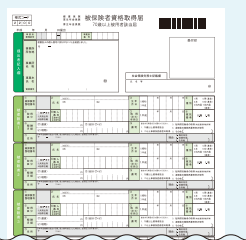
なお、令和4年8月ごろに、新たに特定適用事業所の要件に該当することが見込まれる事業所に対して、「特定適用事業所該当事前のお知らせ」を送付する予定です。

#### 通知でお知らせ



日本年金機構から新たに適用拡大の対象となることを見込まれる事業所に、お知らせを送付します。

#### 届出準備・作成



加入対象者の短時間労働者の資格取得届を準備します。

#### 届出の提出



該当日の5日以内に届出を提出。  
※電子申請をお勧めしています。

# 新型コロナウイルス感染症の影響により国民年金保険料の納付が困難な方へ 国民年金保険料の免除申請が可能です!

今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、収入源となる業務の喪失や売り上げの減少などが生じて所得が相当程度まで下がった場合は、臨時特例措置として本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、国民年金保険料免除申請が可能です。

## 対象となる方

以下のいずれにも該当する方が対象になります。

- |                          |   |
|--------------------------|---|
| ①新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少 | 令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により業務が失われた等により収入が減少したこと。                             |
| ②所得が相当程度まで下がった場合         | <b>令和3年1月以降</b> の所得の状況による所得見込額(※1)が、 <b>国民年金保険料免除基準相当(※2)(※3)になることが見込まれる方</b> |

※1 令和3年1月以降の任意の月における所得額を12か月分に換算し、見込みの経費等を控除し算出します。

※2 所得見込額が全額免除基準相当や一部免除基準相当に該当する場合に、それぞれの基準に該当する免除が適用になります。

※3 免除等の判定においては、世帯主及び配偶者(納付猶予は配偶者のみ)も審査の対象となります。また、申請者本人のほか、世帯主や配偶者が①と②に該当するときにも、この簡易な手続きによる申請ができます。

## 申請の対象となる期間

**令和4年度分 令和4年7月分から令和5年6月分まで**

※過去の年度についてもそれぞれ申請が可能です。詳しくは日本年金機構HPをご覧ください。

## 申請に必要なもの

- 国民年金保険料免除・納付猶予申請書  
※「⑫特例認定区分」欄の「3.その他」に○をし、「臨時特例」と記入してください。
- 所得の申立書(簡易な所得見込額の申立書(臨時特例用))



## 申請方法

- 国民年金保険料免除・納付猶予申請書、所得の申立書は、日本年金機構ホームページからダウンロードができます。
  - 申請書の提出先は、住所地の市区役所・町村役場の国民年金担当窓口、または年金事務所です。
- ※新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、郵送での提出を是非ご活用ください。



日本年金機構ホームページはこちら▶

## お問い合わせ先

<お問い合わせ等ありましたら、ねんきん加入者ダイヤルまたは年金事務所におかけください。>

**ねんきん加入者ダイヤル TEL 0570-003-004**

月～金曜日 8:30～19:00 / 第2土曜日 9:30～16:00

社会保険料(国民年金保険料)は納付期限内に納付しましょう。  
令和4年8月分保険料の納付期限は**令和4年9月30日(金)**です。

ジェネリックに  
できますか？

# その一言であなたと未来 2つにプラスを。



ジェネリック医薬品を選ぶと

- ①あなたのお薬代の負担 ②子どもたち世代の健康保険料への負担 この2つが軽くなります。

## ジェネリック医薬品ってどんなお薬？

- 新薬(先発医薬品)と同じ有効成分で、効き目・品質・安全性が同等なお薬です。
- 新薬より価格が低く設定され、日本の医療費削減にも貢献します。
- ジェネリック医薬品の普及は、日本の医療保険制度の維持につながります。



## 従来の新薬よりも もっと飲みやすく、手軽に！

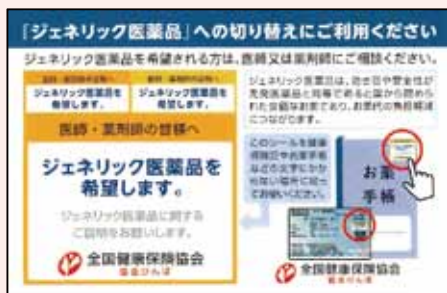
ジェネリック医薬品は患者さんや医療関係者の声を活かし、従来のお薬より飲みやすく工夫されているものもあります。

<p><b>小型化</b></p> <p>成分は同じで。</p>	<p><b>ザラつき感を抑える</b></p> <p>粒子を小さく。</p>	<p><b>苦みをコーティング</b></p> <p>マスキング技術で飲みやすく。</p>	<p><b>水無しでも飲める</b></p> <p>OD錠(口腔内崩壊錠)に。</p>
----------------------------------	--	---	---

## ジェネリック医薬品への切り替えはとってもカンタンです



「ジェネリック医薬品希望シール」を健康保険証またはお薬手帳の余白部分に貼って、病院・薬局を受診する際に提示してください。※健康保険証に貼る場合、印字された文字に重ならないようご注意ください。



ジェネリック医薬品希望シール

ジェネリック医薬品に切り替えると  
お薬代の負担が  
**最大で6割も軽くなる**  
ものがあります。



### 高血圧症の場合

高血圧症の代表的な薬を  
1日1回、1年間服用したと  
仮定※(3割負担)



# 服用されている先発医薬品を、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担軽減額のお知らせを送付いたします。

このお知らせにより、おおむね4人に1人の方がジェネリック医薬品に切り替えていただいています。

## 送付対象

- 主に生活習慣病や慢性疾患などの先発医薬品を長期間服用されている方
- お薬代の自己負担軽減額が一定額以上見込まれる方
- ※全ての加入者様に通知されるものではありません。

## 送付先

- 加入者(被保険者)の方の住所へ直接送付いたします。

## 送付時期

- 令和4年8月下旬に送付いたします。

ジェネリック医薬品をお使いいただくとあなたのお薬代を減らすことができます!

令和●年●月 処方されたお薬のうち、以下の医薬品をジェネリック医薬品に変更した場合

薬名	先発品のお薬代	ジェネリック医薬品のお薬代
薬局 ○○錠	1,690	950~
△△クリーム	600	380~
××点眼液	200	100~
<b>合計</b>	<b>2,490</b>	<b>1,430~</b>

※このお知らせはジェネリック医薬品への変更を強制するものではありません。ジェネリック医薬品という選択肢があることをお知らせする目的で送付しています。  
 ※現在一部のジェネリック医薬品におきまして、供給不足や欠品が生じており、切り替えを希望されても難しい場合があります。切り替えを希望される方は、医療機関や薬局とよくご相談ください。

【お知らせを希望されない方は恐れ入りますが、下記担当窓口までお知らせください。】  
 全国健康保険協会 佐賀支部 企画総務グループ **0952-27-0612** (8:30~17:15)

## 令和3年度 被扶養者資格再確認業務の実施結果について

協会けんぽでは、保険給付の適正化等を目的に、健康保険の被扶養者となっている方が、現在もその状況にあるかを令和3年10月~11月に確認させていただきました。  
 事業主及び加入者の皆さまには、ご多忙なところ、「被扶養者状況リスト」等の提出にご協力いただき、誠にありがとうございました。

**被扶養者から除かれた人：約7.3万人**  
**削除による効果：約9億円** (前期高齢者納付金の負担軽減額)

ご家族が被扶養者になる場合のほか、就職や一定の収入を超えた場合など、被扶養者の要件に該当しなくなったときも、「健康保険被扶養者(異動)届」の提出が必要です。被扶養者に異動があった場合は、速やかなお手続きをお願いいたします。  
 ※提出先は日本年金機構となります。



メルマガのご登録はこちらから!  
 役立つ情報が満載です!





# 社会保険事務講習会のご案内

## 『公的年金給付に関する講習会』

年金制度等について学びます。

地区	日時	会場
武雄会場	令和4年9月12日(月)	武雄市文化会館 (武雄市武雄町武雄5538-1)
唐津会場	令和4年9月14日(水)	高齢者ふれあい会館りふれ (唐津市ニタ子3-155-4)
鳥栖会場	令和4年9月15日(木)	サンメッセ鳥栖 (鳥栖市本鳥栖町1819)
佐賀会場	令和4年9月22日(木)	アバンセ (佐賀市天神3-2-11)

講師 ● 社会保険労務士

● 実施時間 各会場共通 13:20受付 ▶ 13:40開始 ▶ 16:00終了予定

募集定員 佐賀・武雄…**50名** 鳥栖・唐津…**30名**  
 (定員になり次第締め切りますので、締切後の申込者には3日以内にご連絡します。)  
 受講決定者の方には開催日2週間前から順次、案内のハガキをお送り致します。

対象者 社会保険事務担当者の方

参加料 **会員事業所は無料**  
 (但し、非会員事業所及び令和4年度会費未納事業所は資料代として3,000円のご負担をお願いします。)

申込方法 下記の参加申込書にご記入の上、**FAX**または**郵送**にてお申し込み下さい。

お申込み  
お問合せ 一般財団法人 佐賀県社会保険協会 〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階  
**TEL.0952-26-3171 FAX.0952-26-3377**



## 社会保険事務講習会 参加申込書

整理番号				宛名シールの左下の番号。 おわかりになる範囲で結構です。
参加希望 会場日時	『公的年金給付に関する講習会』 (武雄・唐津・鳥栖・佐賀)会場 令和4年 月 日( )			
参加者氏名				
事業所名				
事業所所在地	〒 事業所電話番号 ( ) -			
分からない部分・知りたい内容などありましたら、お書きください。				

※ 申込書にご記入いただきました情報は、この事務講習会以外の目的には使用いたしません。

# 協会けんぽ・厚生年金保険 各種申請書等の届出先一覧



## 書類により、提出先は2カ所に分かります

健康保険に関する申請書は、種類によって提出先が異なります。必要な申請用紙は、ホームページからダウンロード・印刷してご使用いただけます。郵送での提出にご協力をお願いいたします。

協会けんぽに  
ご提出いただく申請書

日本年金機構（年金事務所）に  
ご提出いただく申請書（電子申請がおすすです）

各申請書の様式は変更する場合があります。  
最新の様式は、協会けんぽもしくは日本年金機構のホームページからダウンロードしてください。

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp>

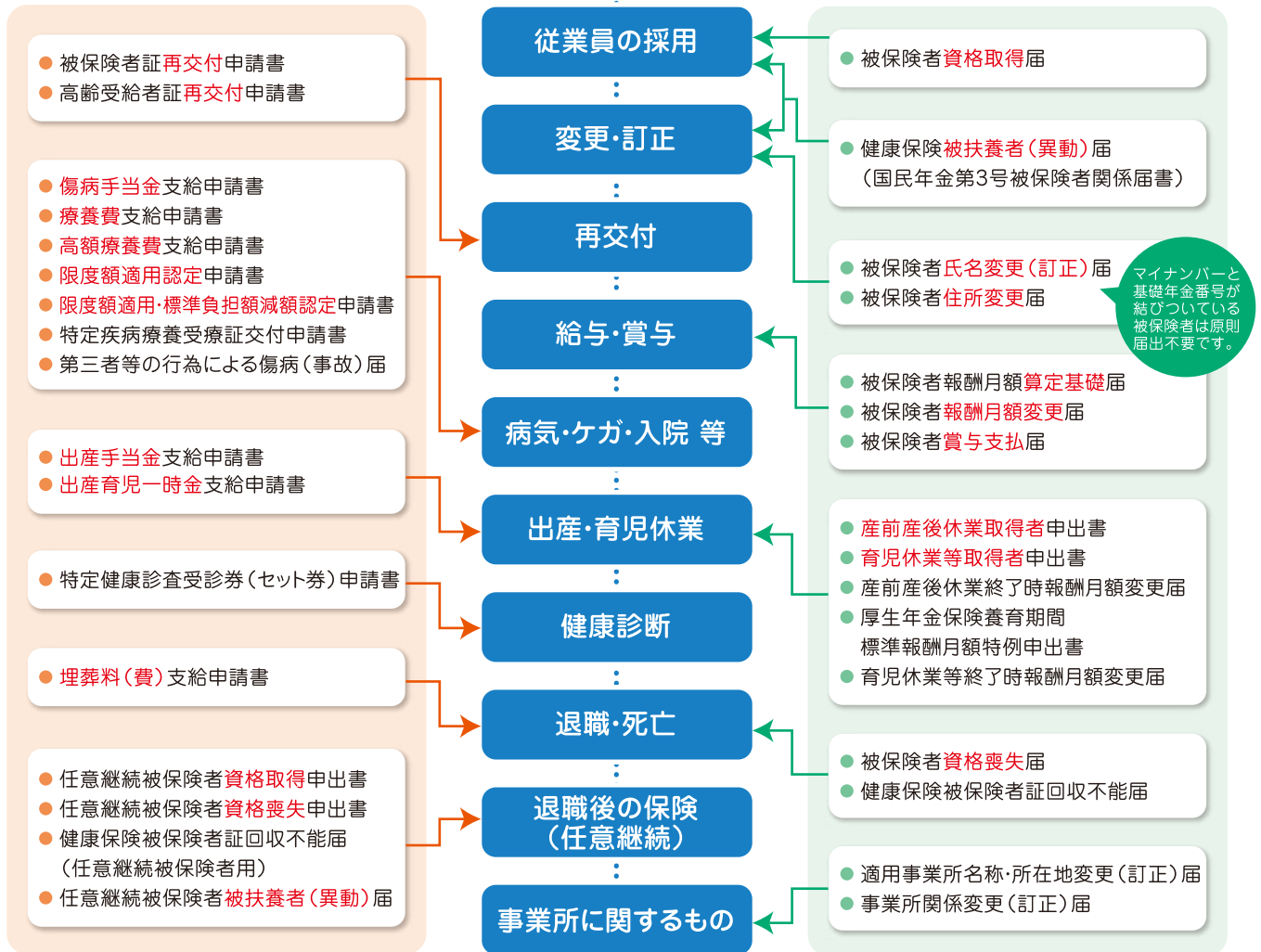
協会けんぽ

検索

<https://www.nenkin.go.jp>

日本年金機構

検索



### 【ご提出先】

全国健康保険協会(協会けんぽ)佐賀支部  
〒840-8560 佐賀市駅南本町6-4  
佐賀中央第一生命ビル  
TEL 0952-27-0611

### 【ご提出先】

日本年金機構 福岡広域事務センター  
厚生年金適用グループ  
〒812-8579 福岡市博多区榎田1-2-55 AP 榎田ビル  
※住所省略可。宛先と郵便番号のみで届きます。

## 令和4年9月 年金相談窓口開設カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
				1	2 伊万里市役所 (予約)	3
4	5 伊万里市役所 (予約) 年金事務所 延長相談19時まで	6 鹿島市役所 (予約)	7 多久市役所 (予約)	8	9 伊万里市役所 (予約)	10 年金事務所 休日相談日 (予約)
11	12 年金事務所 延長相談 19時まで	13 基山町役場 (予約)	14 有田町役場 (予約)	15	16 伊万里市役所 (予約)	17
18	19	20 鹿島市役所 (予約) 年金事務所 延長相談19時まで	21 多久市役所 (予約)	22	23	24
25	26 年金事務所 延長相談 19時まで	27 基山町役場 (予約)	28	29	30 伊万里市役所 (予約)	

年金事務所受付時間：平日(月曜～金曜)の8:30～17:15まで

年金相談の  
時間延長 週初めの開所日 17:15～19:00 年金事務所  
休日相談日 県内年金事務所の休日相談日  
受付時間 9:30～16:00

第2土曜日の休日相談については予約制です。

※新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、出張相談を中止する場合があります。

街角の年金相談センター鳥栖(オフィス)でも平日の相談を行っています。受付時間は8:30～17:15です。相談は予約制です。相談のご予約は専用ダイヤル0942-50-8151で受け付けております。こちらをご利用下さい。

### 出張相談【予約制】

出張相談所	開設日・相談時間	予約申込先
多久市役所	第1・3水曜日 10:00～16:00	佐賀年金事務所 0952-31-4191
基山町役場	第2・4火曜日 10:00～16:00	
伊万里市役所	第1月曜日・毎週金曜日 9:30～15:30	唐津年金事務所 0955-72-5161
鹿島市役所	第1・3火曜日 10:00～16:00	武雄年金事務所 0954-23-0121
有田町役場	第2水曜日 10:00～15:00	

※いずれの日も12:00～13:00の時間帯は除きます。  
※年金事務所では予約による年金相談を受けておりますので、希望される日の前日までにお申込みください。

#### 予約申込先

「予約受付専用電話」

**☎0570-05-4890** (ナビダイヤル)

050で始まる電話でおかけになる場合は

**☎03-6631-7521** (一般電話)

受付時間：月～金曜日(平日) 8:30～17:15まで

※土・日・祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

予約相談希望日の1か月前から前日まで受付しています。

ご連絡の際は、基礎年金番号の分かる年金手帳や年金証書が個人番号(マイナンバー)の分かるものをご準備ください。

#### 一般的な年金相談に関するお問い合わせは

「ねんきんダイヤル」**☎0570-05-1165**  
(ナビダイヤル)へ!

050で始まる電話でおかけになる場合は(一般電話)  
**☎03-6700-1165**にお電話ください。

お問い合わせの際は、**基礎年金番号**がわかるものをご用意ください。

受付時間：月 曜 日 8:30～19:00

火～金曜日 8:30～17:15

第2土曜日 9:30～16:00

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に19:00まで相談をお受けします。

※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

※月曜日など休日明けやお客様のお手元に通知が届いた直後(5日程度)は、電話がつながりにくくなっております。週の後半と月の後半はつながりやすくなっておりますので、どうぞご利用ください。

○ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は、全国どこからでも市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外(携帯電話等)からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

○[03-6700-1165]の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

○[0570]の最初の[0]を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。

#### 一般的な年金の加入に関するお問い合わせは

「ねんきん加入者ダイヤル」(ナビダイヤル)

・国民年金加入者向け **☎0570-003-004**

050で始まる電話で おかけになる場合は **☎03-6630-2525** (一般電話)

・事業所、厚生年金  
加入者向け(ナビダイヤル) **☎0570-007-123**

050で始まる電話で おかけになる場合は **☎03-6837-2913** (一般電話)

受付時間：月～金曜日 8:30～19:00、第2土曜日 9:30～16:00

※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

#### 年金受給についての来訪相談のご予約

「予約受付専用電話」年金事務所・街角の年金相談センター(オフィス)での相談予約を受付します。

**☎0570-05-4890** (ナビダイヤル)

050で始まる電話で おかけになる場合は **☎03-6631-7521** (一般電話)

受付時間：月～金曜日(平日) 8:30～17:15

※土・日・祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。予約相談希望日の1か月前から前日まで受け付けています。ご連絡の際は、基礎年金番号の分かる年金手帳や年金証書をご準備ください。

### 事業所の所在地や名称等に変更があった場合は当協会にもお知らせください

届出は **FAX.0952-26-3377** か **郵送** でお願いします。 一般財団法人 佐賀県社会保険協会

佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階

### 会員事業所登録事項変更届

佐賀県社会保険協会あて

令和 年 月 日

会員整理番号	電話番号
事業所名	ご担当者名

《該当する欄をご記入ください》

変更後

事業所名
所在地
電話番号